

20 内閣府 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1029140	手数料に関する利用料金制類似制度の創設	<p>手数料について利用料金制に類似した制度を創設することにより、適当と認められる場合にあっては、条例で定めよう。官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、利用料金制に類似した制度を適用する。政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められ、政令で定める金額を標準とすることとされている手数料については、制度の対象外とすることも可能だが、条例において対象としない、又は政令で定める金額の手数を標準とすることを条例で定めることにより対応することも可能である。</p> <p>具体的なケースとしては、窓口業務を包括的に委ねた場合における諸証明手数料や福祉分野などにおける役務の提供に係る手数料などへの適用が考えられる。</p>	<p>適当と認められる手数料について、官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、利用料金制に類似した制度を適用する。政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められ、政令で定める金額を標準とすることとされている手数料については、制度の対象外とすることも可能だが、条例において対象としない、又は政令で定める金額の手数を標準とすることを条例で定めることにより対応することも可能である。</p> <p>具体的なケースとしては、窓口業務を包括的に委ねた場合における諸証明手数料や福祉分野などにおける役務の提供に係る手数料などへの適用が考えられる。</p>	<p>利用料金制には、次のメリットがあるところ。</p> <p>①利用料金が受託者の収入となるため、サービスの向上による収入増が期待でき、民間ノウハウを引き出すインセンティブとなる。</p> <p>②利用料金を受託者が設定することができ、料金の変更(値上げ、値下げ)が柔軟に行える(設定にあたっては、自治体の承認等が必要であり、公共サービスとしての適正さは担保される)。</p> <p>これらの効果は、公の業務の民間開放全般に期待できることであり、制度の拡充が望ましい。また、この制度の拡充により、官民競争入札等への民間の参入意欲が高まることも期待できる。</p> <p>一方、利用料金制が採用できないことにより、官民競争入札に当たり、官はサービスの向上による収入増が期待できるが、民には期待できない、また、官のみが料金の変更の変更権限を独占的に保有するなど、競争における官民の非対称性が一律に存在することとなっている。</p>	岐阜県	多治見市	総務省 内閣府
1029150	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区	<p>地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合でも、公共サービス改革法の手続きに則った場合は、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を適用することを可能とする。</p>	<p>地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数ある。地方自治法第14条第3項による量刑と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑は異なっているため、事業者の安定的な公務執行の担保が十分でなく、地方における民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定を適用したい事業については、公共サービス改革法に沿った入札手続をとることを条件として、適用可能とできるよう求める。</p>	<p>地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業についても、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合とでは、適用される量刑が異なってくる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市民にとっても不安であり分かりづらい。より一層の民間参入促進と同時に、事業者の安定的な公務執行を確保するため、公共サービス改革法に則った手続きを採った場合に限り受託民間事業者に公共サービス改革法上のみなし公務員規定が適用されるよう、検討されたい。</p>	岐阜県	多治見市	総務省 法務省 内閣府

20 内閣府 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1082010	公共サービス安心開放特 区	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	本市では、業務委託や指定管理者を通じて多くの公共業務の担い手を民間に開放しているが、現制度下では、これらの事業者と市の関係は従前から受託者と委託者の枠を超えるものではなく、公共業務を担う協働のパートナーとしての責任分担が明確ではない。また市民にとって、公共業務に民間人が携わることは、中立性や守秘義務に不安を伴いがちである。ところで、公共サービス改革法のみならず公務員規定は事業者への統制と保護という2つの側面を有し、両者が相俟って公務の中立性・公正性や円滑確実な業務運営を担保する。しかし同法に基づかない委託や指定管理者には、この規定を適用できず、市条例で同様の規定を定めることも困難と考える。そこで、市が条例により定める業務に従事する民間事業者及び従業員については、従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、適正な業務の遂行と責任の明確化を図りたい。	埼玉県	草加市	総務省 法務省 内閣府
1113010	国外の地方公共団体等との 防災気象情報共有体制 の構築 (国際防災協力特区)	地域防災計画に、国外の地方公共団体等からの防災気象情報を収集することを規定し、充実した防災体制を構築する。また、国外の地方公共団体等からの情報収集を円滑に進めるため、与那国町で収集した防災気象情報を伝達することを併せて規定する。	姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で国際防災協力に関する取り決めに締結し、東シナ海で発生する可能性がある地震や津波その他の大規模災害に対処するため、地域住民のための防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報提供を受けるとともに、当町から花蓮市に提供する。また、災害対策基本法に基づいた電気通信事業法等の通信網をこの場合でも優先的に活用できるようにする。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が不可欠であるという教訓を改めてもたらした。与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	沖縄県	与那国町	総務省 内閣府
1113020	海外支援物資の迅速な受 け入れ体制の構築 (国際防災協力特区)	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資等を受け入れるため、税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めに締結し、迅速かつ確かな災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が不可欠であるという教訓を改めてもたらした。与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	沖縄県	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府